

# 令和6年度 船橋市立八木が谷中学校 学校経営計画

## 1 教育目標と校訓

### 教育目標

**自ら学び、たくましく生き、豊かな心を持った生徒の育成**

校訓 **自ら学ぶ 自ら鍛える 自ら正す 他を思いやる**

## 2 学校教育目標の具現化に向けて

### (1) めざす学校像

《生徒一人ひとりの夢や希望をはぐくみ、生徒・保護者・地域・教職員の誇りとなる学校》

- ① 明るく元気なあいさつと歌声が響き、生徒が自主的・実践的に活動する学校
- ② 教職員が一枚岩となって生徒第一に教育活動を進める学校
- ③ 教育環境が整い、誰もが安心・安全に生活できる学校
- ④ 保護者及び地域との連携を深め、信頼される開かれた学校

### (2) めざす生徒像

- ① 進んで学習する生徒
- ② 体力の向上に取り組む生徒
- ③ 礼儀正しく思いやりのある生徒

### (3) めざす教師（職員）像

- ① 教育に対する情熱と使命感のある教師（職員）
- ② 専門職としての誇りをもち、授業で勝負する教師（職員）
- ③ 生徒理解を基盤とし、生徒に愛情を注ぎ、生徒に関わる教師（職員）
- ④ 生徒や保護者、地域の期待に応える職員

## 3 学校経営の基本方針

- (1) 全職員が協働の意識を持ち、組織として一枚岩となって、生徒の健全育成と学力の向上を保障する。
- (2) 学習指導要領に沿って学習指導の工夫・改善、支援の充実を図り、わかる授業・楽しい授業を展開する。
- (3) 生徒の自主性、実践的な態度と道德性の育成を目指した学年・学校経営の充実を図る。
- (4) 道德教育・人権教育を充実させ、教職員と保護者が一体となり、生徒の夢や希望をはぐくみ、誇りとなる学校を構築する。
- (5) 特別な支援・配慮を要する生徒について、全教職員の共通理解と専門性を活用し、一人ひとりに適切な指導を行う。

(6) 学校・家庭・地域との連携を図り、地域とともに開かれた学校づくりを推進する。

## 4 本年度の重点

### (1) 学習指導の充実

- ・生徒の実態、学力調査等のきめ細かな分析により、改善への方策を明確にする。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業を行う。
- ・学習のねらいと振り返りの場面の設定を明確にし、基礎的、基本的な学力の定着と活用力の育成に努める。
- ・ICT機器を積極的に活用し、生徒の主体的な授業参加により、情報活用能力、プレゼンテーション能力の向上を図る。
- ・トライアルレッスンを通して上級学校の授業を体験し、学習意欲を持たせる。

### (2) 生徒指導・教育相談の充実

- ・組織的な生徒指導体制を確立し、全職員が一丸となって生徒に愛情を注ぐ。
- ・基本的生活習慣を確立し、「時を守り 場を清め 礼を正す」を教師が手本を示し、指導を徹底する。
- ・いじめ防止基本方針を踏まえ、生徒理解に努め、問題行動の早期発見・対応を図るとともに、いじめや暴力行為をしない・許さない環境づくりを全校体制で取り組む。
- ・行政機関等連携し、不登校傾向や悩みを抱えている生徒のきめ細やかな個別指導を徹底するとともに、小学校との連携強化による中1ギャップの解消に努める。
- ・生徒会によるイエローリボン運動をはじめとして、いじめ防止の取り組みを推進し、「仲間を大切にし、自分がされて嫌なことはしない」人間関係づくりを行う。
- ・生徒や保護者が相談しやすい人間関係を構築し、信頼される環境づくりに努める。
- ・力にたよらない適切な指導をする。生徒の心情に響く指導の充実を図る。

### (3) 進路指導・キャリア教育の充実

- ・将来を見据え、自己の生き方を真剣に考える進路指導、生徒自ら目的を持った進路選択、自己実現への過程を大事にするきめ細やかな指導・支援に取り組む。
- ・生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育を、計画的・継続的・組織的に推進する。

### (4) 道徳教育・人権教育の充実

- ・教科・特別活動・部活動等、学校の教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育を推進する。
- ・道徳の教科化を踏まえた、道徳の全体計画、年間教育、評価計画を作成し、「考え、議論する」等、多様な指導方法を取り入れた授業の展開を図る。
- ・いじめを許さない態度、いじめを未然に防ぎ、自分たちで解決できる力を育成する。
- ・ボランティア活動などの社会体験活動を通して、道徳的実践力や社会性を高める。

#### （５）健康の増進と体育的活動の充実

- ・体力や運動能力の実態を的確に把握し、計画的に体力・運動能力の向上に積極的に努める。
- ・食に関する指導の充実と、家庭との連携により、望ましい食習慣の形成を図る。
- ・生徒の自主性を重視し、部活動の活性化を図るとともに、「部活動ガイドライン」を踏まえ、休養日の設定や適切な活動時間の設定などバランスのとれた生活や成長への配慮に努める。

#### （６）特別支援教育の推進

- ・生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導を進め、保護者の理解と協力が得られる信頼関係を築く。
- ・適応指導教室（くすのきルーム）との連携を通して、通常の学級における特別な支援を必要とする生徒への指導体制の整備・充実に努める。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を進め、誰にとってもわかりやすい授業づくりに努める。

#### （７）環境の整備・美化・安全管理の徹底

- ・教育環境を整備し、安心・安全な学校をつくる。
- ・生活の基本としての自主的な清掃活動や整理整頓を積極的に行う。
- ・危機管理マニュアルの見直しと教職員への周知徹底を図るとともに、防災教育や避難訓練を確実に実施することで、災害等に対応できる生徒・教職員を育成する。

#### （８）開かれた学校づくりの推進

- ・生徒の地域行事への積極的な参加推進を図る。
- ・ホームページを充実させるとともに、学校からの積極的な発信をし、教育活動を家庭や地域に知らせ、学校への関心を高める工夫を行う。
- ・学校評価や各種アンケートの結果を分析・公開し、改善を図る。

#### （９）その他

- ・授業、学級・学年経営、校務分掌での実践成果をあげるため、人事評価面談の充実を図る。
- ・若手教職員の育成を学校全体で行うよう支援体制を整備する。
- ・教育公務員としての自覚をもった教職員集団を構築するために、研修の充実を図り、教職員事故・不祥事の根絶を図る。